

持参人払ノ裏書ハ白地式裏書ト同一ノ効力ヲ
有ス

大ナル過失ニ因リ之ヲ取得シタルトキハ此ノ限
ニ在ラズ

小切手法 第一章 小切手ノ振出及方式

第一条 小切手ニハ左ノ事項ヲ記載スペシ
一 証券ノ文言中ニ其ノ証券ノ作成二用フル語
ヲ以テ記載スル小切手ナルコトヲ示ス文字
二 一定ノ金額ヲ支払フベキ旨ノ単純ナル委託
三 支払ヲ為すべき者（支払人）ノ名称
四 支払ヲ為すべき地ノ表示

五 小切手ヲ振出ス日及地ノ表示
六 小切手ヲ振出ス者（振出人）ノ署名

第二条 前条ニ掲タル事項ノ何レカヲ欠ク証券ハ
小切手タル効力ヲ有セズ但シ次ノ數項ニ規定ハ
小切手タル効力ヲ有セズ但シ次ノ數項ニ規定ハ
小切手ヲ振出ス者（振出人）ノ署名

第三条 支払人ノ名称ニ附記シタル地ハ特別ノ表示ナ
キ限り之ヲ支払地ト看做ス支払人ノ名称ニ數箇
振出地ノ記載ナキ小切手ハ振出人ノ名称ニ附
記シタル地ニ於テ之ヲ振出シタルモノト看做ス
但シ此ノ規定ニ従ハザルトキト雖モ証券ノ小切
手タル効力ヲ妨げズ

第四条 小切手ハ引受ヲ為スコトヲ得ズ小切手ニ
為シタル引受ノ記載ハ之ヲ為サザルモノト看
做ス

第五条 小切手ハ左ノ何レカトシテ之ヲ振出スコ
トヲ得
一 記名式又ハ指図式
二 記名式ニシテ「指図禁止」ノ文字又ハ之ト
同一ノ意義ヲ有スル文言ヲ記載スルモノ
三 持參人払式
四 受取人ノ記載ナキ小切手ハ之ヲ持參人払式小
切手ト看做ス
第六条 小切手ハ振出人ノ自己指図ニテ之ヲ振出
スコトヲ得
第七条 小切手ハ第三者ノ計算ニ於テ之ヲ振出スコト
ヲ得
小切手ハ振出人ノ自己宛ニテ之ヲ振出スコト
ヲ得

第七条 小切手ニ記載シタル利息ノ約定ハ之ヲ為 サザルモノト看做ス

第八条 小切手ハ支払人ノ住所地ニ在ルト又ハ其
ノ他ノ地ニ在ルトヲ問ハズ第三者ノ住所ニ於テ
支払フベキモノト為スコトヲ得但シ其ノ第三者
ヲ以テ記載スル小切手ナルコトヲ示ス文字
ハ銀行タルコトヲ要ス

第九条 小切手ノ金額ヲ文字及数字ヲ以テ記載シ
タル場合ニ於テ其ノ金額ニ差異アルトキハ文字
ヲ以テ記載シタル金額ヲ小切手金額トス

第十条 小切手ニ小切手債務ノ負担ニ付キ行為能
力ナキ者ノ署名、偽造ノ署名、仮設人ノ署名又
ハ其ノ他ノ事由ニ因リ小切手ノ署名者若ハ其ノ
本人ニ義務ヲ負ハシムルコト能ハザル署名アル
場合ト雖モ其ノ署名者ノ債務ハ之ガ為其ノ効力
ヲ妨げラルコトナシ

第十一条 代理権ヲ有セザル者ガ代理人トシテ小
切手ニ署名シタルトキハ自ラ其ノ小切手ニ因リ
義務ヲ負フ其ノ者ガ支払ヲ為シタルトキハ本人
ト同一ノ権利ヲ有ス權限ヲ超エタル代理人ニ付
亦同ジ

第十二条 振出人ハ支払ヲ担保ス振出人ガ之ヲ担
保セザル旨ノ一切ノ文言ハ之ヲ記載セザルモノ
ト看做ス

第十三条 未完成ニテ振出シタル小切手ニ予メ為
シタル合意ト異ル補充ヲ為シタル場合ニ於テハ
其ノ違反ハ之ヲ以テ所持人ニ对抗スルコトヲ得
ズ但シ所持人ガ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リ小
切手ヲ取得シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十四条 裏書人ハ新ナル裏書ヲ禁ズルコトヲ得
此ノ場合ニ於テハ其ノ裏書人ハ小切手ノ爾後ノ被裏書
人ニ對シ担保ノ責ヲ負フコトナシ

第十五条 裏書ハ單純ナルコトヲ要ス裏書ニ附
タル条件ハ之ヲ記載セザルモノト看做ス

一部ノ裏書ハ之ヲ無効トス

第二十一条 事由ノ何タルヲ問ハズ小切手ノ占有
ト雖モ亦同ジ抹消シタル裏書ハ此ノ関係ニ於テ
ハ之ヲ記載セザルモノト看做ス白地式裏書ニ次
ニテ他ノ裏書アルトキハ其ノ裏書ヲ為シタル者ハ
白地式裏書ニ因リテ小切手ヲ取得シタルモノト
看做ス

第二十二条 小切手ニ依リ請求ヲ受ケタル者ハ振
出人其ノ他所持人ノ前者ニ對スル人の關係ニ基
スル場合ニ於テ小切手ノ振宛テラレタル営業所
以外ノ営業所ニ對シテ為シタル裏書ハ此ノ限ニ
在ラズ

第二十三条 裏書ニ「回収ノ為」、「取立ノ為」
「代理ノ為」其ノ他單ナル委任ヲ示ス文言アル
トキハ所持人ハ小切手ヨリ生ズル一切ノ権利ヲ
行使スルコトヲ得シ所持人ハ代理ノ為ノ裏書
ノミヲ為スコトヲ得

第二十四条 拒絶証書若ハ之ト同一ノ効力ヲ有ス
ノ讓渡ノ効力ノミヲ有ス

第二十五条 小切手ノ支払ハ其ノ金額ノ全部又ハ
一部ニ付保証ニ依リ之ヲ担保スルコトヲ得
支払人ヲ除クノ外第三者ハ前項ノ保証ヲ為ス

第二十六条 保証ハ小切手又ハ補箋ニ之ヲ為ス
ベシ

第二十七条 保証人ハ保証セラレタル者ト同一ノ
責任ヲ負フ

保証ハ其ノ担保シタル債務ガ方式ノ瑕疵ヲ除
キ他ノ如何ナル事由ニ因リテ無効ナルトキト
ヲ要ス其ノ表示ナキトキハ振出人ノ為ニ之ヲ
為シタルモノト看做ス

第二十八条 保証人ガ小切手ノ支払ヲ為シタルトキハ
モ之ヲ有効トス

保証人ガ小切手ノ支払ヲ為シタルトキハ保証
セラレタル者及其ノ者ノ小切手ノ上ノ債務者ニ對
シ小切手ヨリ生ズル権利ヲ取得ス

第四章 呈示及支払

第二十八条 小切手ハ一覽払モノノトス之ニ反ス
ル一切ノ記載ハ之ヲ為サザルモノト看做ス

振出ノ日附シテ記載シタル日ヨリ前ニ支払
ノ為呈示シタル小切手ハ呈示ノ日ニ於テ之ヲ支
払フベキモノトス

第二十九条 国内ニ於テ振出シ且支払フベキ小切
手ハ十日内ニ支払ノ為之ヲ呈示スルコトヲ要ス
支払フ為スペキ国ト異ル國ニ於テ振出シタル
小切手ハ振出地及支払地ガ同一洲ニ存スルトキ
ハ二十日内又異ル洲ニ存スルトキハ七十日内ニ
之ヲ呈示スルコトヲ要ス

前項ニ関シテハ歐羅巴洲ノ一國ニ於テ振出シ
地中海沿岸ノ一國ニ於テ支払フベキ小切手又ハ
地中海沿岸ノ一國ニ於テ振出シ歐羅巴洲ノ一國
ニ於テ支払フベキ小切手ハ同一洲内ニ於テ振出
シ且支払フベキモノト看做ス

第三十条 小切手ガ曆ヲ異ニスル二地ノ間にニ振出
シタルモノナルトキハ振出ノ日ヲ支払地ノ曆ノ
応當日ニ換フ

第三十一条 手形交換所ニ於ケル小切手ノ呈示ハ
支払ノ為ノ呈示タ爾効力ヲ有ス

第三十二条 小切手ノ支払委託ノ取消ハ呈示期間
経過後ニ於テノミ其ノ効力ヲ生ズ

支払委託ノ取消ナキトイハ支払人ハ期間経過
後ト雖モ支払ヲ為スコトヲ得

振出ノ後振出人ガ死亡シ意思能力ヲ
喪失シ又ハ行為能力ノ制限ヲ受クルモ小切手ノ
効力ニ影響ヲ及ボスコトナシ

第三十三条 小切手ノ支払人ハ支払ヲ為スニ当リ
所持人ニ対シ小切手ニ受取ヲ証スルコトヲ為シ
テ之ヲ交付スペキコトヲ請求スルコトヲ得

所持人ハ一部支払ヲ拒ムコトヲ得ズ
一部支払ノ場合ニ於テハ支払人ハ其ノ支払ア
リタル旨ノ小切手上ノ記載及受取証書ノ交付ヲ
請求スルコトヲ得

第三十五条 裏書シ得ベキ小切手ノ支払ヲ為ス支
払人ハ裏書ノ連続ノ整否ヲ調査スル義務アルモ
裏書人ノ署名ヲ調査スル義務ナシ

第三十六条 支払地ノ通貨ニ非ざル通貨ヲ以テ支
払フベキ旨ヲ記載シタル小切手ニ付テハ其ノ呈
示期間内ハ支払ノ日ニ於ケル価格ニ依リ其ノ国
ノ通貨ヲ以テ支払フ為スコトヲ得呈示ヲ為スモ
支払ナカリシトヤハ所持人ハ其ノ選択ニ依リ呈
示ノ日又ハ支払ノ日ノ相場ニ從ヒ其ノ国ノ通貨

ヲ以テ小切手ノ金額ヲ支払フベキコトヲ請求ス
ルコトヲ得

外国通貨ノ価格ハ支払地ノ慣習ニ依リ之ヲ定
ム但シ振出人ハ小切手ニ定メタル換算率ニ依リ
支払金額ヲ計算スベキ旨ヲ記載スルコトヲ得

前二項ノ規定ハ振出人ガ特種ノ通貨ヲ以テ支
払フベキ旨(外国通貨現実支払文句)ヲ記載シ
タル場合ニハ之ヲ適用セズ

第五章 線引小切手
第三十七条 小切手ノ振出人又ハ所持人ハ小切手
ニ線引ヲ為スコトヲ得線引ハ次条ニ定ムル効力
ヲ有ス

線引ハ小切手ノ表面ニ二条ノ平行線ヲ引キテ
之ヲ為スペシ線引ハ一般又ハ特定タルコトヲ得

二条ノ線内ニ何等ノ指定ヲ為サザルカ又ハ
「銀行」若ハ之ト同一ノ意義ヲ有スル文字ヲ記
載シタルトキハ線引ハ之ヲ一般トスニ二条ノ線内
ニ銀行ノ名称ヲ記載シタルトキハ線引ハ之ヲ特
定トス

一般線引ハ之ヲ特定線引ニ変更スルコトヲ得
ルモ特定線引ハ之ヲ一般線引ニ変更スルコトヲ
得ズ

線引又ハ被指定銀行ノ名称ノ抹消ハ之ヲ為サ
ザルモノト看做ス

第三十八条 一般線引小切手ハ支払人ニ於テ銀行
二対シ又ハ支払人ノ取引先ニ対シテノミ之ヲ支
払フコトヲ得

特定線引小切手ハ支払人ニ於テ被指定銀行ニ
對シテノミ又被指定銀行ガ支払人ナルトキハ自
己ノ取引先ニ対シテノミ之ヲ支払フコトヲ得但
シ被指定銀行ハ他ノ銀行ヲシテ小切手ノ取立ヲ
為サシムルコトヲ得

銀行ハ自己ノ取引先又ハ他ノ銀行ヨリノミ線
引小切手ヲ取得スルコトヲ得銀行ハ此等ノ者以
外ノ者ノ為ニ線引小切手ノ取立ヲ為スコトヲ
得ズ

第三十九条 数箇ノ特定線引アル小切手ハ支払人ニ於テ之
ヲ支払フコトヲ得ズ但シ二箇ノ線引アル場合ニ
サレタルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前四項ノ規定ヲ遵守セザル支払人又ハ銀行ハ
之ガ為ニ生ジタル損害ニ付小切手ノ金額ニ達ス
ル迄賠償ノ責ニ任ズ

第六章 支払拒絶ニ因ル遡求

第四十条 拒絶証書又ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル
貨ニ依リ小切手ノ金額ヲ定メタルトキハ支払地
ノ通貨ニ依リテ之ヲ定メタルモノト推定ス

第四十一条 振出国ト支払国トニ於テ同名異価ヲ有スル
貨ニ依リ小切手ノ金額ヲ定メタルトキハ支払地
ノ通貨ニ依リテ之ヲ定メタルモノト推定ス

第四十二条 振出人、裏書人又ハ保証人ハ証券ニ
記載シ且署名シタル「無費用償還」、「拒絶証書
テ其ノ賠償ノ責ニ任ズ

第四十三条 小切手ノ各債務者ハ所持人ニ対シ
合同シテ其ノ責ニ任ズ

小切手ノ署名者ニシテ之ヲ受戻シタルモノモ
同一ノ権利ヲ有ス

債務者ノ一人ニ對スル請求ハ他ノ債務者ニ對
同一ノ順序ニ拘ラズ各別又ハ共同ニ請求ヲ為スコ
トヲ得

證明スルトキハ所持人ハ裏書人、振出人其ノ他
ノ債務者ニ対シ其ノ遡求權ヲ行フコトヲ得

一 公正証書(拒絶証書)

二 小切手ニ呈示ノ日ヲ表示シテ記載シ且日附
タル場合ニハ之ヲ適用セズ

ヲ附シタル支払人ノ宣言

三 適法ノ時期ニ小切手ヲ呈示シタルモ其ノ支
払ナカリシ旨ヲ証明シ且日附ヲ附シタル手形
交換所ノ宣言

四十一 拒絶証書又ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル
貨ニ依リ小切手ノ金額ヲ定メタルトキハ支払地
ノ通貨ニ依リテ之ヲ定メタルモノト推定ス

五 振出人ガ第一項ノ文言ヲ記載シタルトキハ
ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ヲ作ラシムルコトヲ
宣言ハ呈示期間経過前ニ之ヲ作ラシムルコトヲ
要ス

四十二 振出人ニ自已ノ裏書人及振出人ニ対シ支払拒絶ア
リタルコトヲ通知スルコトヲ要ス各裏書人ハ通
知ヲ受ケタル日ニ次グニ次グ又ハ無費用償
還文句アル場合ニ於テハ呈示ノ日ニ次グ四取引
日内ニ自己ノ裏書人及振出人ニ及ブモノ
リタルコトヲ通知スルコトヲ要ス各裏書人ハ通
知ヲ受ケタル日ニ次グニ取引日内ニ前ノ通知者
全員ノ名稱及宛所ヲ示シテ自己ノ受ケタル通知
ヲ自己ノ裏書人ニ通知シ順次振出人ニ及ブモノ
トス此ノ期間ハ各其ノ通知ヲ受ケタル時ヨリ進
行ス

四十三 小切手ノ各債務者ハ所持人ニ対シ
前項ノ規定ニ從ヒ小切手ノ署名者ニ通知ヲ為
ス托キハ同一期間内ニ其ノ保証人ニ同一ノ通知
ヲ為スルコトヲ要ス

裏書人ガ其ノ宛所ヲ記載セズ又ハ其ノ記載ガ
読み難キ場合ニ於テハ其ノ裏書人ノ直接ノ前者
ニ通知スルヲ以テ足ル

通知ヲ為スベキ者ハ如何ナル方法ニ依リテモ
之ヲ為スコトヲ得單ニ小切手ヲ返付スルニ依リ
テモ亦之ヲ為スコトヲ得

通知ヲ為スベキ者ハ適法ノ期間内ニ通知ヲ為
シタルコトヲ證明スルコトヲ要ス此ノ期間内ニ
通知ヲ為スベキ者ハ如何ナル方法ニ依リテモ
之ヲ為スコトヲ得單ニ小切手ヲ返付スルニ依リ
テモ亦之ヲ為スコトヲ得

第九十九号) 第二条第六項ニ規定スル一般信書
便事業者若ハ同条第九項ニ規定スル特定信書便
事業者ノ提供スル同条第二項ニ規定スル信書便
ノ役務ヲ利用シテ發送シタル場合ニ於テハ其ノ前
期間ノ遵守シタルモノト看做ス

前項ノ期間内ニ通知ヲ為スベキ者ハ其ノ権利ヲ
失フコトナシ但シ過失ニ因リ生ジタル損害
アルキハ小切手ノ金額ヲ超エザル範囲内ニ於
て其ノ賠償ノ責ニ任ズ

三 拒絶証書又ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣
言ニ依リ所持人ニ対シ其ノ遡求權ヲ行フ為ノ拒
絶証書又ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣
言ノ作成アル小切手ノ呈示ノ日ニ於テ之ヲ定メタル
モ但シ振出人ハ小切手ニ定メタル換算率ニ依リ
支払金額ヲ計算スベキ旨ヲ記載スルコトヲ得

四十四 振出人ヲ右ニ依リテ之ヲ為スコトヲ得
一 小切手ノ金額ニ対シ法定利率ニ依リ計算シ
タリ支払ノ日以後ノ利息

二 前号ノ金額ニ対シ法定利率ニ依リ計算シ
タリ支払ヒタル総金額

三 拒絶証書又ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣
言ニ依リ所持人ニ対シ其ノ遡求權ヲ行フ為ノ拒
絶証書又ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣
言ノ作成アル小切手ノ呈示ノ日ニ於テ之ヲ定メタル
モ但シ振出人ハ小切手ニ定メタル換算率ニ依リ
支払金額ヲ計算スベキ旨ヲ記載スルコトヲ得

四十五 振出人ヲ右ニ依リテ之ヲ為スコトヲ得
一 小切手ノ金額ヲ請求スルコトヲ得

二 法定期率(国内ニ於テ振出シ且支払フベキ
小切手以外ノ小切手ニ在リテハ年六分ノ率次
利息)

三 拒絶証書又ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣
言ニ依リ所持人ニ対シ其ノ遡求權ヲ行フ為ノ拒
絶証書又ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣
言ノ作成アル小切手ノ呈示ノ日ニ於テ之ヲ定メタル
モ但シ振出人ハ小切手ニ定メタル換算率ニ依リ
支払金額ヲ計算スベキ旨ヲ記載スルコトヲ得

四十六 遷求ヲ受ケタル又ハ受クベキ債務者
ハ支払ト引換ニ拒絶証書又ハ之ト同一ノ効力ヲ
用意シ且署名シタル「無費用償還」、「拒絶証書
テ其ノ賠償ノ責ニ任ズ

任ヲ負ヒ変造前ノ署名者ハ原文言ニ從ヒテ責任ヲ負フ

第九章 時効

有スル宣言、受取ヲ証スル記載ヲ為シタル計算書及小切手ノ交付ヲ請求スルコトヲ得
小切手ヲ受戻シタル裏書人ハ自己及後者ノ裏書ヲ抹消スルコトヲ得

第47条 法定ノ期間内ニ於ケル小切手ノ呈示又ハ拒絶証書若ハ其ノト同一ノ効力ヲ有スル宣言ノ作成ガ避クベカラザル障礙（國ノ法令ニ依ル禁制其ノ他ノ不可抗力）ニ因リテ妨ゲラレタルトキハ其ノ期間ヲ伸長ス
所持人ハ自己ノ裏書人ニ對シ遲滞ナク其ノ不可抗力ヲ通知シ且小切手又ハ補箋ニ其ノ通知ヲ記載シ日附ヲ附シテ之ニ署名スルコトヲ要ス其ノ他ニ付テハ第四十一条ノ規定ヲ準用ス
不可抗力ガ止ミタルトキハ所持人ハ遲滞ナク支払ノ為小切手ヲ呈示シ且必要アルトキハ拒絶証書又ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ヲ作ランムルコトヲ要ス
不可抗力ガ所持人ニ於テ其ノ裏書人ニ不可抗力ノ通知ヲ為シタル日ヨリ十五日ヲ超エテ継続スルトキハ呈示期間経過前ニ其ノ通知ヲ為シタル場合ト雖モ呈示又ハ拒絶証書若ハ其ノト同一ノ効力ヲ有スル宣言ヲ要セズシテ遡求權ヲ行フコトヲ得

第十章 支払保証

第五十三条 支払人ハ小切手ニ支払保証ヲ為スコトヲ得

支払保証ハ小切手ノ表面ニ「支払保証」其ノ他支払ヲ為ス旨ノ文字ヲ以テ表示シ日附ヲ附シテ支払人署名スベシ

第五十四条 支払保証ハ單純ナルコトヲ要ス

支払保証ニ依リ小切手ノ記載事項ニ加ヘタルトキハ之ヲ記載セザルモノト看做ス

第五十五条 支払保証ヲ為シタル支払人ハ呈示期間ノ經過前ニ小切手ノ呈示アリタル場合ニ於テノミ其ノ支払ヲ為ス義務ヲ負フ

支払ナキ場合ニ於テ前項ノ呈示アリタルコトハ第三十九条ノ規定ニ依リ之ヲ証明スルコトヲ要ス

第四十四条及第四十五条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十六条 支払保証ニ因リ振出人其ノ他ノ小切手ノ債務者ハ其ノ責ヲ免ルコトナシ

第五十七条 第四十七条ノ規定ハ支払保証ヲ為シタル支払人ニ對スル權利ノ行使ニ付之ヲ準用ス

第五十八条 支払保証ヲ為シタル支払人ニ對スル小切手上ノ請求權ハ呈示期間経過後一年ヲ以テ時効ニ罹ル

第五十九条 本法ニ於テ「銀行」ナル文字ハ法令二依リテ銀行ト同視セラル人又ハ施設ヲ含ム

第六十条 小切手ノ呈示及拒絶証書ノ作成ハ取引日ニ於テノミ之ヲ為スコトヲ得

小切手ニ閑スル行為ヲ為ス為殊ニ呈示又ハ拒絶証書若ハ其ノト同一ノ効力ヲ有スル宣言ノ作成ノ為法令ニ規定シタル期間ノ末日ガ法定ノ休日ニ當ル場合ニ於テハ期間ハ其ノ満了三次第第一ノ取引日迄之ヲ伸長ス期間中ノ休日ハ之ヲ期間ニ算入ス

第六十二条 恩恵日ハ法律上ノモノタルト裁判上ノモノタルトヲ問ハズ之ヲ認メズ

第六十三条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十四条 商法第四編第四章ハ之ヲ削除ス

第六十五条 本法施行前ニ振出シタル小切手ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

第六十六条 本法施行後六月内ニ日本ニ於テ振出ス小切手ハ振出地ノ記載ヲ欠クトキト雖モ小切手タル効力ヲ有ス

第六十七条 本法ニ於テ署名トアルハ記名捺印ヲ含ム

第六十八条 朝鮮、台灣、樺太、關東州、南洋群島又ハ勅令ヲ以テ指定スル亞細亞洲ノ地域ニ於テ振出シ日本内地ニ於テ支払フベキ小切手ノ呈示期間ハ勅令ヲ以テ之ヲ伸長スルコトヲ得

第六十九条 第三十三条ノ手形交換所ハ法務大臣之ヲ指定ス

第七十条 拒絶証書ノ作成ニ関スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十一条 小切手ノ振出人ガ第三条ノ規定ニ違反シタルトキハ五千円以下ノ過料ニ處ス

第七十二条 小切手ヨリ生ジタル權利ガ手続ノ欠缺又ハ時効ニ因リテ消滅シタルトキト雖モ所持人ハ振出人、裏書人又ハ支払保証ヲ為シタル支払人ニ對シ其ノ受ケタル利益ノ限度ニ於テ償還ノ請求ヲ為スコトヲ得

第七十三条 裏書人ノ他ノ裏書人及振出人ニ對スル小切手上ノ請求權ノ消滅時効ハ其ノ者ガ訴訟受ケタル場合ニ於テ前者ニ對シ訴訟告知ヲ為シタルトキハ訴訟ガ終了スル（確定判決又ハ確定判決ト同一ノ効力ヲ有スルモノニ依リテ其ノ訴訟合ニ在リテハ其ノ終了ノ時ヨリ六月ガ経過スル迄ノ間ハ完成セズ）
前項ノ場合ニ於テ確定判決又ハ確定判決ト同一ノ効力ヲ有スルモノニ依リテ其ノ訴訟ノ結果リ更ニ其ノ進行ヲ始ム

第七十四条 振出人又ハ所持人ガ証券ノ表面ニ「計算ノ為」ノ文字又ハ之ト同一ノ意義ヲ有スル文言ヲ記載シテ現金ノ支払ヲ禁ジタル小切手ニシテ外國ニ於テ振出シ日本ニ於テ支払フベキモノハ一般線引小切手タル効力ヲ有ス

第七十五条 本法ニ於テ休日ハ祭日、祝日、日曜日其ノ他ノ一般ノ休日及政令ヲ以テ定ムル日ヲ謂フ

第七十六条 小切手ニ依リ義務ヲ負フ者ノ行為能力ハ其ノ本国法ニ依リ之ヲ定ム其ノ國ノ法ガ他國ノ法ニ依ルコトヲ定ムルトキハ其ノ他國ノ法ヲ適用ス

前項ニ掲タル法ニ依リ行為能力ヲ有セザル者ト雖モ他ノ國ノ領域ニ於テ署名ヲ為シ其ノ國ノ法ニ依レバ行為能力ヲ有スベキトキハ責任ヲ負フ

第七十七条 小切手ノ支払人タルコトヲ得ル者ハ支払地ノ属スル國ノ法ニ依リ之ヲ定ム

支払地ノ属スル國ノ法ニ依リ支払人タルコトヲ得ザル者ヲ支払人トシタル為小切手ガ無効ナルトキト雖モ之ト同一ノ規定ナキ他ノ國ニ於テ

其ノ小切手ニ為シタル署名ヨリ生ズル債務ハ之ガ為其ノ効力ヲ妨ゲラルルコトナシ

第七十八条 小切手上ノ行為ノ方式ハ署名ヲ為シタル地ノ属スル國ノ法ニ依リ之ヲ定ム但シ支払地ノ属スル國ノ法ノ規定スル方式ニ依ルヲ以テ足ル

小切手上ノ行為ガ前項ノ規定ニ依リ有効ナラル場合ト雖モ後ノ行為ヲ為シタル地ノ属スル

第七十九条 小切手ヨリ生ズル義務ノ効力ハ署名ヲ為シタル地ノ属スル國ノ法ニ依リ之ヲ定ム但シ遡求權ヲ行使スル期間ハ一切ノ署名者ニ付託券ノ振出地ノ属スル國ノ法ニ依リ之ヲ定ム

行為ガ不適式ナルコトニ因リ其ノ効力ヲ妨ゲラルルコトナシ

日本人ガ外國ニ於テ為シタル小切手上ノ行為ハ其ノ行為ガ日本法ニ規定スル方式ニ適合スル限り他ノ日本人ニ対シ其ノ効力ヲ有ス

第七十条 左ノ事項ハ小切手ノ支払地ノ属スル國ノ法ニ依リ之ヲ定ム

一 小切手ハ一覽払タルコトヲ要スルヤ否ヤ、一覽定期払トシテ振出シ得ルヤ否ヤ及先日附小切手ノ効力

二 呈示期間

三 小切手ニ引受、支払保証、確認又ハ査証ヲ為シ得ルヤ否ヤ及此等ノ記載ノ効力

四 所持人ハ一部支払ヲ請求シ得ルヤ否ヤ及一

五 小切手ニ線引ヲ為シ得ルヤ否ヤ、小切手ニ

六 部支払ヲ受諾スル義務アリヤ否ヤ

七 「計算ノ為」ノ文字又ハ之ト同一ノ意義ヲ有スル文言ヲ記載シ得ルヤ否ヤ及引又ハ「計

第五十条 小切手ノ裏書人ハ其ノ署名アル各通ニシテ返還ヲ受ケタルモノニ付責任ヲ負フ
第五十一条 小切手ノ裏書人ハ其ノ文言ニ改造ノ場合ニ於テハ其ノ改造後ノ署名者ハ改造シタル文言ニ從ヒテ責

第八章 変造

書及小切手ノ交付ヲ請求スルコトヲ得
小切手ヲ受戻シタル裏書人ハ自己及後者ノ裏書ヲ抹消スルコトヲ得

第47条 法定ノ期間内ニ於ケル小切手ノ呈示又ハ拒絶証書若ハ其ノト同一ノ効力ヲ有スル宣言ノ作成ガ避クベカラザル障礙（國ノ法令ニ依ル禁制其ノ他ノ不可抗力）ニ因リテ妨ゲラレタルトキハ其ノ期間ヲ伸長ス
所持人ハ自己ノ裏書人ニ對シ遲滞ナク其ノ不可抗力ヲ通知シ且小切手又ハ補箋ニ其ノ通知ヲ記載シ日附ヲ附シテ之ニ署名スルコトヲ要ス其ノ他ニ付テハ第四十一条ノ規定ヲ準用ス
不可抗力ガ止ミタルトキハ所持人ハ遲滞ナク支払ノ為小切手ヲ呈示シ且必要アルトキハ拒絶証書又ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ヲ作ランムルコトヲ要ス
不可抗力ガ止ミタルトキハ所持人ハ遲滞ナク支払ノ為小切手ヲ呈示シ且必要アルトキハ拒絶証書又ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ヲ要セズシテ遡求權ヲ行フコトヲ得

第48条 一国ニ於テ振出シ他ノ国ニ於テ若ハ振出國ノ海外領土ニ於テ支払フベキ小切手、一国ノ海外領土ニ於テ振出シ其ノ国ニ於テ支払フベキ小切手、一国ノ同一海外領土ニ於テ振出シ且支払フベキ小切手又ハ一国ノ一海外領土ニ於テ振出シ且支払フベキ小切手又ハ一国ノ同一海外領土ニ於テ支払フベキ小切手ハ持參人払ノモノ除外ノ外同一内容ノ數通ヲ以テ之ヲ振出スコトヲ得数通ヲ以テ小切手ヲ振出シタルトキハ其ノ証券ノ文言中ニ番号ヲ附スルコトヲ要ス之ヲ欠クトキハ各通ハ之義務ヲ免レシム

第49条 複本ノ一通ノ支払ハ其ノ支払ガ他ノ各別ノ小切手ト看做ス
後ノ裏書人ハ其ノ署名アル各通ニシテ返還ヲ受ケタルモノニ付責任ヲ負フ
第五十条 小切手ノ裏書人ハ其ノ文言ニ改造ノ場合ニ於テハ其ノ改造後ノ署名者ハ改造シタル文言ニ從ヒテ責

算ノ為ノ文字若ハ之ト同一ノ意義ヲ有スル文言ノ記載ノ効力

六 所持人ハ資金ニ対シ特別ノ権利ヲ有スルヤ否ヤ及此ノ権利ノ性質

七 振出入ハ小切手ノ支払ノ委託ヲ取消シ又ハ支払差止ノ手続ヲ為シ得ルヤ否ヤ

八 小切手ノ喪失又ハ盜難ノ場合ニ為スペキ手続

九 裏書人、振出入其ノ他ノ債務者ニ対スル請求権保全ノ為拒絶証書又ハ其ノ行為ヲ為スル宣言ヲ必要トスルヤ否ヤ

第八十一条 拒絶証書ノ方式及作成期間其ノ他小切手上ノ権利ノ行使又ハ保存ニ必要ナル行為ノ方式ハ拒絶証書ヲ作ルベキ地又ハ其ノ行為ヲ為スベキ地ノ属スル國ノ法ニ依リ之ヲ定ム

附 則 (昭和二二年一二月一七日法律第一九五号) 抄 (施行期日)

第十七条 この法律は、公布の後六十日を経過した日から、これを施行する。

附 則 (昭和二七年七月三一日法律第二六八号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 (昭和五六六年六月一日法律第六一號) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、銀行法(昭和五六年法律第五十九号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月八日法律第一五一号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により從前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお從前の例による。

一 二十五 略

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一〇〇号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に關する法律(平成十四年法律第九十九号)の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年一二月一日法律第一四七号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第七八号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二日法律第四五号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第三百三条の一、第一百三条の三、第二百六十七条の一、第二百六十七条の三及び三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。